

2022年8月8日

安倍晋三元首相の「国葬」に反対する京都自治体問題研究所声明

一般社団法人 京都自治体問題研究所
理事長 大田直史

1. 閣議決定による「国葬」催行に反対する

岸田文雄首相が、2022年7月14日、首相官邸での記者会見において、参議院選挙運動中に殺害された安倍晋三元首相の「国葬」を行うと表明し、その後、内閣は7月22日、このことを閣議決定した。松野博一官房長官は、国葬とした理由として、1) 安倍氏が憲政史上最長の8年8か月にわたって首相を務めたこと、2) 国内外から哀悼・追悼の意が寄せられていること、を挙げた。費用は全額を国の負担とし、財源としては「一般予備費」を使用することを想定するとした。国葬は、内閣府設置法において内閣府の所掌事務に「国の儀式」が規定されていることを法的根拠とすると説明が行われた。

この「国葬」の催行に、以下の理由で強く反対するものである。

2. 法律に根拠のない「国葬」は違法

「国葬」とは「国費をもって催行される国家的儀式としての葬儀」(『有斐閣法律用語辞典 [第4版]』(2012年))であって、明治憲法下、1926年制定の「国葬令」(勅令324号)に基づいて天皇、皇族のほか「国家ニ偉勳アル者」について「特旨」(＝特別のおぼしめし)によって行われた。国葬令は、「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律」第1条の規定によって、国会の審議を経て法律をもって定めるべきものとされ1947年12月31日をもって失効した。国葬が法律によって定めるべきとされた理由は、国葬が国費をもって催行されるという対象者の差別的取扱いに憲法上の合理的な理由があるかを内閣限りの議論で決することはできず、広く国会の審議を経て法律という形式で定めなければ正当化されないと考えられたことによる。このことから、日本国憲法の下で、国葬の実施には法律の根拠が必要であるが、国葬令の失効後、国葬に関する法律は制定されておらず、閣議決定だけで催行される国葬は日本国憲法のとる法治主義の原則を無視した違法なものと考えられる。

内閣法制局は、内閣府設置法4条3項33号の「国の儀式並びに内閣の行う儀式行事に関する事務」がこの法律上の根拠となりうるとの解釈を示したが、同規定は法律の根拠になりえない。同規定は、ほかの法律が国の儀式として国葬に関する事務を定めていればそれを所掌する組織は内閣府であるとする規定であり、法律に根拠がない国葬という国の儀式に関する事務を新たに生み出す根拠となる規定ではない。

3. 国葬は安倍元首相の政治的功績評価を国民に押しつける

安倍元首相の政治的な功績の高さが国葬実施の理由の一つに挙げられている。しかし、氏の首相退任から1年と数か月しか経っておらず、国葬を提案した岸田内閣自体その政治姿勢・路線を色濃く継承しており、氏の功績を公正・公平に評価できるとは考えられない。また、安倍政権時代に行われた組織犯罪法改正による共謀罪の導入や安全保障関連法の制定等、憲法違反の疑いの濃厚な法の制定・改正も強行された。また、首相在任中、森友学園問題、加計学園問題、桜を見る会問題において指摘された自らの不正疑惑に対しても証拠を提示して説明する責任を回避してきた。さらに、今回の殺害事件を契機として氏を含む政治家や自民党等と反社会的なカルト集団である旧統一教会との根深い政治的繋がりも明らかになりつつある。仮に氏に功績があったとしてもこれらの問題によってその評価は大きく減殺されるであろう。

氏の功績の高さを理由にそれを賞賛する国葬を催行するならば、一面的な功績評価を国民に強い、氏の負の実績や責任を隠蔽し不問に付し、現政権が引き継ぐ政治姿勢を美化することにもつながることが懸念される。

4. 国葬催行は「思想・良心の自由」に抵触する

安倍氏の死去に対する哀悼の念を個々の国民がもつことは憲法19条が保障する個人の内心の自由に属する問題であり、政府からその表明等を強制されることがあってはならない。吉田茂氏の「国葬」に際しては、学校などを半日休校にする措置がとられたが、今回、末松信介文部科学大臣の説明では、休校措置等は「想定もしていない」とのことである。しかし、全額国費負担による国の儀式としての国葬の実施は、公的機関等における半旗の推奨や黙祷等による弔意の表明を求めることを伴う可能性があり、国民の内心の自由を侵すことに通じる危険性がある。

5. 国葬は予備費制度の趣旨に合わない

「予備費」とは、予測し難い歳出予算の不足を補うために認められる使途未定の財源をいい、憲法87条1項は、「予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる」と定めている。予算成立後に生じた経費の不足を補うためには補正予算制度があるが、これに頼るに至らない程度の予算の不足に内閣限りの決定で対処しようとするのが予備費制度である（『有斐閣 法律学小辞典 [第5版]』（2016年））。

これに対して、国葬のための経費は、本来国会の議を経て制定された法律に規定がなければ決定できない国葬の催行を内閣限りの議論で法治主義を無視して行った閣議決定の結果生じる予算不足であり、「予見し難い」不足ではない。本来、予備費が使われるべき「予見し難い予算の不足」とは、第7波を迎えたコロナへの対応や大雨による洪水被害等の不測の事態への対応のため生じる不足である。

国葬への予備費の支出は、法治主義の原則・制度の趣旨に反するものであり不測の事態への内閣による対応の可能性を制限することにもつながる。